

ご指摘頂きありがとうございます。確認いたしました。
先生のご指摘のとおりです。

私の方で回答の基にしているものは「歯科点数表の解釈(社会保険研究所)」ですが、併せて、今回のお問合せに関しては、「歯科診療平成18年4月版(歯科保健研究会編)」の赤本といわれるものと「歯科保健請求2016(お茶の水保険診療研究会編)」青本です。

そこでも曖昧なものは厚生局に問い合わせします。

- ① に関しては、赤本P626に“摂食機能療法を算定している患者に・・・”とありそれを参考にしました。
- ② に関しましては“但し、摂食機能療法を医科の保険医療機関で実施されている・・・舌接触補助床作成は可能となりました。”と記載しましたが“可能です。”のタイプミスです。

今回のご指摘ありがとうございます。
過去のものも併せて精査しなければならなかったと感じました。

お手数おかけし申し訳ありません。
今後とも宜しく願いいたします。

鶴巻

From: TOMOJI HIROSE D.D.S.,Ph.D. [<mailto:t.hirose@itoh-dh.or.jp>]

Sent: Tuesday, July 19, 2016 10:25 PM

To: gokkuncho@jcom.home.ne.jp; info@119.dental

Subject: 6.22 版③について質問です(ひろせ)。

大石様
鶴巻様

お世話になっております
③について説明です。

>>摂食機能療法を算定している患者に・・・というのは変更ありません。

⇒添付ファイルをご覧ください。

通知に変更があるかと存じます。

貴見をお聞かせください。

>>但し、摂食機能療法を医科の保険医療機関で実施されている患者に対しては、
自院で摂食機能療法を行っていないとも舌接触補助床作成は可能となりました。

⇒医科で実施されている患者に対しての取り扱いは、

今次改定で可能になったのではなく 22 年の改定時（舌接触床が保険導入時）から可能であった
と存じます。

平成 22 年 3 月 29 日付疑義解釈問 26 をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken12/dl/index->

[100.pdf#search='22%E5%B9%B4+%E7%96%91%E7%BE%A9%E8%A7%A3%E9%87%88+%E8%88%8C%E6%91%82%E9%A3%9F%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E5%BA%8A'](http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken12/dl/index-100.pdf#search='22%E5%B9%B4+%E7%96%91%E7%BE%A9%E8%A7%A3%E9%87%88+%E8%88%8C%E6%91%82%E9%A3%9F%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E5%BA%8A')

貴見をお聞かせください。